

自然電力株式会社「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年4月17日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業環境影響評価方法書について、自然電力株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鳥取県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鳥取県鳥取市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大40,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 5月30日
環境大臣意見受理	平成29年 8月 1日
経済産業大臣意見発出	平成29年 8月25日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 9月13日
住民意見の概要等受理	平成29年12月27日
鳥取県知事意見受理	平成30年 4月 4日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 4月17日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742(直通)

自然電力株式会社「(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 工事の実施により発生するおそれのある水の濁りに係る調査地点について、沈砂池排水が流入する可能性がある日置川に水質調査地点を増設するなど、適切な調査地点を再検討した上で、調査を実施すること。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークが存在することから、景観の調査、予測及び評価にあたっては、ジオパークの関係機関等の意見を踏まえること。

(鳥取県知事からの意見書の写しを添付)